

平成29年度採用
川西市職員募集要項
<幼稚園教諭>

<受付期間> 平成28年8月15日(月)～平成28年8月26日(金)(土日を除く)

<試験日> 平成28年9月18(日)

【受付及び問い合わせ】

川西市教育委員会事務局

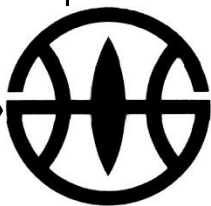
こども未来部総務調整室教職員課(市役所3階)

〒666-8501 川西市中央町12番1号

TEL 072-740-1242(直通)

☆インターネットで採用情報を掲載しています

<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>



1 採用予定人員及び受験資格

採用予定人員	受 験 資 格
1名	昭和61年4月2日以降に生まれ、幼稚園教諭免許状と保育士資格をあわせて有する人、又は平成29年3月31日までに当該免許状等を取得見込みの人

※ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません。

※ 職種区分に応じた業務に従事することを基本としますが、専門分野や適性に応じ、職種区分以外の業務に従事することがあります。

2 試験日時・場所

	日 時	会 場
第1次試験	平成28年9月18日(日) 午後1時集合(受付:午後0時40分~)	川西市役所他 (受験申し込み後に指定します)
第2次試験	第1次試験合格者に対し、別途通知します。(10月中旬実施予定)	

※ 身体的障がいにより、試験会場で特別な配慮を必要とする方は、受験申込書の提出の際に申し出てください。

3 試験科目

	科 目	形 式	試 験 内 容
第1次試験	専門(90分)	択一式(30題)	発達心理、教育学、保育原理、保育内容及び法規
	集団面接		
第2次試験	作文(60分)、実技(ピアノ)、面接(絵本の朗読を含む。)		

4 申込手続

必要書類	<p>① 本市所定の申込書又は統一応募書類 写真1枚（申込前3カ月以内の撮影、上半身、無帽、たて5cm×横4cm）を所定欄に貼付すること。</p> <p>② 82円切手を貼った返送用封筒2通（長形3号：12cm×23.5cm・受験票、合否通知の送付に使用しますので申込者の宛名を記入すること。）</p> <p>③ 幼稚園教諭免許状、保育士資格を既に取得している人は、その写し（両面）を添付すること。 【郵送での申込み】 角形2号封筒を使用し、受験申込書等の必要書類と82円切手を貼った長形3号の返送用封筒2通を同封のうえ、簡易書留郵便で受付期間内に到着するよう郵送のこと。 ※9月12日(月)までに受験票が到着しない場合は、総務調整室教職員課へ連絡をしてください。</p>
受付場所	川西市教育委員会事務局 総務調整室 教職員課（川西市役所3階）
受付期間	平成28年8月15日（月）～平成28年8月26日（金）（ただし、土日を除く。） 午前9時から午後5時30分まで ※8月26日(金)午後5時30分を過ぎて到着した郵送による申込みは、いかなる理由があっても受付できません。

5 試験結果の開示

この試験結果の開示については、市所定の書面により開示請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（受験票及び運転免許証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接請求してください。

請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験、第2次試験の不合格者	総合得点及び順位	第1次試験結果通知及び第2次試験結果通知の日からそれぞれ1か月間	こども未来部総務調整室 教職員課

6 給 与

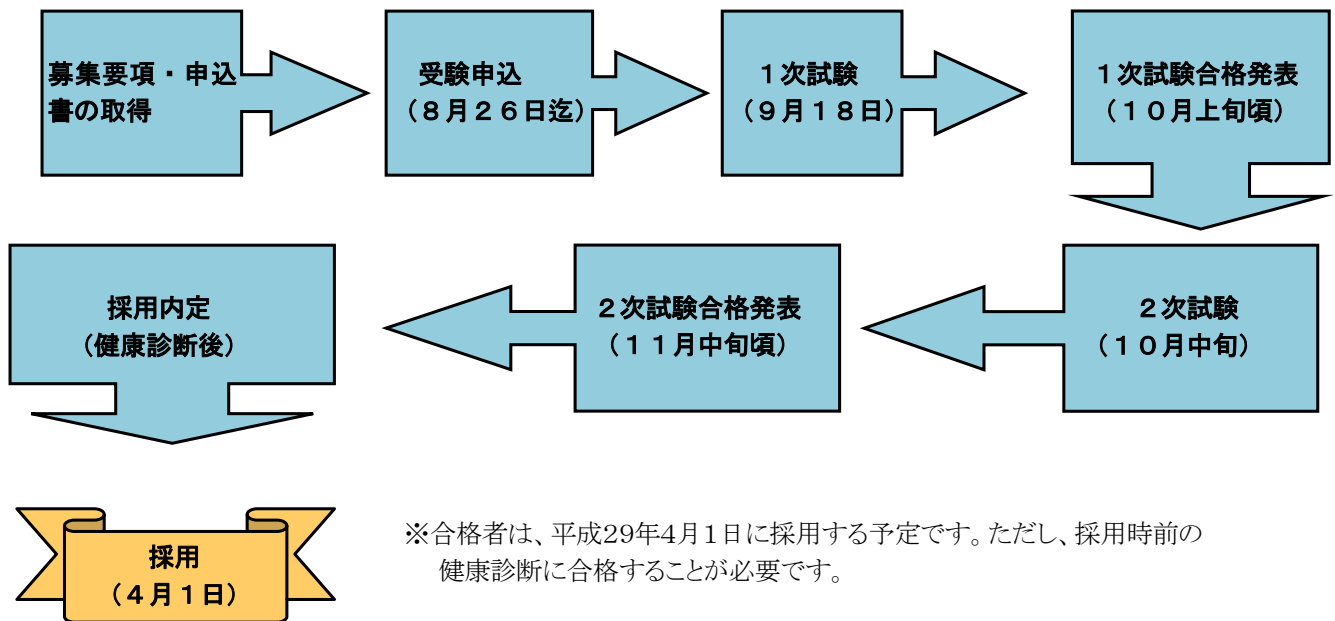
	初任給月額（地域手当を含む）	諸 手 当
大 学 卒	213,840円	扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当等をそれぞれの規定に基づき支給します。
短 大 卒	193,710円	

※ 上記の額は、平成28年4月1日現在の新卒基準の額です。

（人事院勧告に準じるなどの理由により、採用時に変動することがあります。）

※ 民間経験等、前職のある人については、加算する場合があります。

7 採用までの流れ



地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除く外、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第9条（校長・教員の欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者